第2期西東京市障害福祉計画

1 障害福祉計画推進の基本姿勢

「西東京市障害者基本計画」では、「(1)自立と社会参加を支援する」、「(2) 権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する」、「(3)継続的な雇用・ 就労への支援を強化する」、「(4)安心・安全なまちづくりを進める」、「(5) 理解と市民協働を推進する」の5点を計画策定の視点としています。

「第2期障害福祉計画」においても、それらの視点を基本にしたうえで、さらに次の4点を基本姿勢として、障害福祉サービス等の一層の充実を図っていくものとします。

(1)相談支援体制の充実

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供基盤の整備とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制が必要です。

本市では、現在、2箇所の地域活動支援センター(保谷障害者福祉センター、 支援センター・ハーモニー)において、地域における障害者相談支援事業を進 めています。

今後は、西東京市地域自立支援協議会での検討を進め、(仮称)障害者福祉総合センターの建設に伴う相談支援センターの設置や、関係機関・作業所等が行ってきた相談事業の実績・内容を踏まえ、本市の実情にあったきめ細かな相談支援体制づくりを進めていきます。

(2)地域生活支援サービスの充実

障害者自立支援法では、障害福祉サービスの体系が「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「地域生活支援事業」という大きな枠組みの中で再編成されました。そのような中で、障害のある人の地域生活を支えていくためには、個々のサービスだけでなく、様々なサービスを組み合わせて有効に利用できる環境を整えていくことが大切です。

アンケート調査の結果をみると、ほとんどの福祉サービスが、実際の利用状況に比べて、利用意向が高くなっていることから、「現在はサービスを利用していないけれども、今後はサービスを利用したいと思っている人(潜在層)」が多くいることがわかります。今後は、そのような方々がさらに多く出現することも想定し、必要なサービス量を見込むこととします。

特に本市では、グループホーム・ケアホームなど、地域における「住まいの場」の整備は着実に進んできているものの、「日中活動の場」となるサービス

のうち、自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付については、サービス提供体制が十分ではないことから、今後は、計画的・段階的なサービス提供基盤の整備を進めていきます。

【今後も引き続き、あるいは新たに利用したいと思うサービス(複数回答)】

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	タクシー料金・自動	補装具の支	ホームヘルプ	日常生活用具	住宅設備改
	車燃料費の助成	給·修理	サービス	の給付	善費の給付
	61.5% (55.6%)	22.1% (16.3%)	17.6% (12.5%)	13.4% (6.3%)	13.2% (4.6%)
知的障害者 (n=179)	タクシー料金・自動	移動支援(ヘル	日中一時支援	短期入所(ショ	地域活動支
	車燃料費の助成	パーの派遣)		ートステイ)	援センター
	45.3% (40.2%)	39.7% (24.6%)	35.2% (11.2%)	31.8% (12.8%)	19.6% (4.5%)
精神障害者 (n=160)	病院や診療所	地域活動支援	生活サポート	ホームヘルプ	短期入所(シ
	のデイケア	センター		サービス	ョートステイ)
	26.3% (26.3%)	16.3% (10.0%)	15.0% (3.8%)	12.5% (5.6%)	6.3% (1.3%)

上位5項目のみ掲載。()内の数値は、最近1年くらいの間にそのサービスを利用したことがある人の割合。

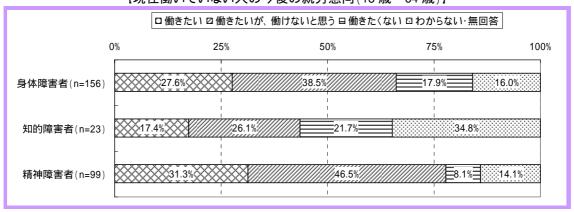
(3) 就労支援体制の充実

障害のある人が自立した生活を送るためには、それぞれの意欲に応じて働く ことができるよう支援する体制づくりが必要です。

本市では、「西東京市障害者就労支援センター」を中心に、就労支援を進め、 既に一定の実績を収めていますが、今後は障害の種別や程度にかかわらず、希望するすべての人が就労できるよう、さらに取り組みを充実させていきます。

また、本市では障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業等の実施が進んでいません。今後は、市内施設の移行を促進させるとともに、福祉的な就労における工賃水準の向上についても、市として支援を検討していきます。

【現在働いていない人の今後の就労意向(18歳~64歳)】



(4)施設の新体系への移行推進

現在、本市では、市内施設の新体系への移行が進んでいません。それには様々な理由が考えられますが、ヒアリングや委員会等における当事者及び関係者の話からは、具体的に「利用定員を確保することが難しい」、「職員の確保が難しく、多くの利用者を受け入れることが難しい」、「新体系へ移行した場合、現在の利用者の中で、新事業への対応が難しい者が出てくる」、「新体系では、いままで培ってきた作業所の特色を生かせない」などの意見が聞かれます。

また、市に望む支援内容として、「事業所維持の基本コストに係る支援」、「通 所者の活動維持に係る支援」、「行政からの(授産製品)発注の拡大」、「単独で の移行が難しい作業所への対応」などの意見も出されていることから、今後は、 新体系への移行の際、あるいは移行後の支援内容を明確にするなど、市の方針 を示していきます。

区分	団 体 名	名 称	定員
知 的 - 障害者		第一さくらの園	19
	社会福祉法人 さくらの園	第二さくらの園	19
		第三さくらの園	19
		ほうや第一福祉作業所	20
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	ほうや第二福祉作業所	15
		ほうや第三福祉作業所	19
	特定非営利活動法人 ハンディキャップ サポートウーノの会	おかし工房マーブル	10
身 体 障害者 -	どろんこ会	どろんこ作業所	19
	C5/0C X	どろんこ作業所「手づくり山」	10
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	ゆずりは作業所	18
精神障害者	特定非営利活動法人 燦燦会	サンワーク田無	20
	特定非営利活動法人 ハートフィールド	たなし工房	22
	特定非営利活動法人 友訪	コミュニティルーム友訪	24
	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会	サンライズ富士	28

【平成20年4月1日現在の市内施設の状況】

【「新体系」サービスとは】

この計画においては、「新体系」という言葉を多く用いておりますが、「新体系」とは、基本的には障害者自立支援法で定められた自立支援給付(介護給付・訓練等給付)のサービスのことを指しています。また、現在の入所施設や小規模作業所・通所授産施設については、平成 23 年度までの間に障害者自立支援法に定められているサービス体系への移行が義務付けられており、移行先としては、主に以下のようなサービスが考えられています。

<日中活動の場としてのサービス>

就労移行支援 就労継続支援(A型·B型) 自立訓練(機能訓練·生活訓練) 生活介護

<住まいの場としてのサービス>

施設入所支援